

いじめ防止校内委員会設置要綱

廿日市市立浅原小学校

1 目的

校内にいじめ防止等に係る委員会「いじめ防止校内委員会」を設置し、児童のいじめ防止等について組織的・計画的・積極的に対応する。

2 委員の構成

- ・ 校長，教頭，教務主任，保健主事，生徒指導主事，養護教諭，各学級担任を基本として，校長が定める。
- ・ 生徒指導主事・保健主事を中心に機動的な活動をする。

3 取組内容

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った児童に対する指導
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携
- (8) その他，いじめの防止に係ること

4 委員会の開催

- ・ 各月第1木曜日の各種委員会からの協議等の時間に開催する。
- ・ 必要に応じて，企画運営委員会後や暮会時に開催する。

5 その他

- ・ 日々の気付きや児童から得た情報を交換する。
- ・ 懸案となる事案が生じたら，その対応について協議する。

附則

- ・ この要綱は，平成25年9月10日から実施する。